東 広 議 第 6 号
令和２年４月２８日

東広島市議会
議員　大　谷　忠　幸　様

東広島市議会
議長　乗　越　耕　司

議　員　辞　職　勧　告　書

東広島市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第１２条第１項の規定に基づき、大谷忠幸議員に対し、東広島市議会議員の辞職を勧告する。

令和２年４月１７日に報告を受けた東広島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の審査結果は、「審査請求の対象となった大谷忠幸議員の行為（大谷議員の本会議、委員会等の正当な理由のない欠席、東広島市や東広島市議会、事業者等を誹謗中傷する文書の作成・配布、市職員に対する行動や言動）は、政治倫理条例第２条第１項及び第２項に規定する議員の責務、並びに第３条第１号及び第４号に規定する政治倫理基準に抵触する。政治倫理条例第８条第４項に基づく措置については『議員辞職の勧告』をすべきものと決定した」というものである。

当該措置を決定した理由については、「長期間にわたって本会議、委員会ともに出席されておらず、公職者たる議員としての根本的な意識・姿勢に欠け、その責務をまったく果たしていない。その行動や言動は、市民からの厳粛な信託を受けた市民全体の代表者としての規範意識が欠如した行為である。市民感情からしても、けっして許されるものではなく、容認すると、市民の市議会に対する信頼を著しく失墜させるとともに、議会として機能しなくなるものである」とされている。

よって、東広島市議会議長として、審査会の審査結果を尊重するとともに、事態の重大さに鑑み、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、大谷忠幸議員に対し、「議員辞職の勧告」の措置を講じることとしたものである。

大谷忠幸議員には、この勧告を真摯に受け止め、市民全体の代表者である議員の責務と規範を正しく認識し、自身の行動や言動を深く反省するとともに、自ら進んで議員辞職の判断をされることを強く求める。